

2026年3月10日

株主各位

愛知県尾張旭市南本地ケ原町三丁目 83 番地
株式会社MARUWA
代表取締役社長 神戸 俊郎

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年6月20日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 100 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき金 39,630 円 ※ 2025年6月19日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 |
| 3. 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 当社子会社の従業員： 2025年6月20日の取締役会の決議により、当社子会社の従業員1名に付与される、当社子会社に対する金銭債権合計金 3,963,000 円（処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は金 39,630 円）を現物出資の目的とする。 |
| 4. 払込期日 | 2026年3月26日 |

以上